

第12期第3回川崎市男女平等推進審議会議事録

| | |
|-----|--|
| 日時 | 令和7（2025）年8月26日（火）15：00～17：00 |
| 場所 | 川崎市役所本庁舎2階203会議室（小泉委員はテレビ会議で参加） |
| 出席者 | <p>《委員》村尾会長、阿部委員、新井委員、戒能委員、川上委員、小泉委員、嶋田委員、樋口委員、松本委員、柳田委員 （10名）</p> <p>*欠席者 板井副会長、橋本委員、山崎委員（3名）</p> <p>《事務局》人権・男女共同参画室 長沼室長、押田担当課長、高山担当係長、松田職員、赤池専門調査員</p> <p style="text-align: right;">出席者 合計 18名</p> <p>《ヒアリング対象課出席者》 市民文化局市民生活部多文化共生推進課 松長根課長補佐、三田村課長補佐</p> |
| 傍聴者 | 0名 |
| 議題 | <p>（1） 第5期川崎市男女平等推進行動計画の令和6年度進捗状況及び評価に係るヒアリングについて</p> <p>（2） その他</p> |

議題（1） 第5期川崎市男女平等推進行動計画の令和6年度進捗状況及び評価に係るヒアリングについて

《事務局から、[資料1](#)、[資料2](#)、[資料3](#)の説明》

（村尾会長）ヒアリングの進め方について、事前にまとめた当日質問に対し所管課から説明いただき、その後、時間の範囲内で皆様から質問する形式で行いたい。

（松長根課長補佐）市民文化局多文化共生推進課で外国人の相談窓口を担当している。外国人市民施策における相談支援とその概要については、1989（平成元）年に、川崎市国際交流協会が設立され、当初から外国人の相談窓口も開設した。1994（平成6）年に川崎市中原区に国際交流センターを開設し、協会も国際交流センターに移り、以来、同センターで外国人の相談窓口を開設してきた。平成30年に国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定され、入管法の改正等があった中で法務省の新たな補助金ができ、それを活用して相談の言語を7言語から11言語に拡充し、「多文化共生総合相談ワンストップセンター」と名称変更して相談窓口を開設してきた。川崎区、幸区と南部地域に市の外国人の約48%が住んでいる統計があり、そこに相談窓口が必要との行政課題が従来からあった中で、新庁舎建設を機に南庁舎に開設した「かわさき多文化共生プラザ」で令和6年3月に電話相談、7月から窓口相談を開始し現在、2か所で進めている。

（三田村課長補佐）同じく多文化共生推進課で外国人支援施策一般を担当し、市の多文化共生社会推進指針の下、多文化共生社会の実現に向けた施策を全庁的に総合的に進めている。5年に一度、外国人市民意識実態調査を行っており、令和6年度に行った。

（村尾会長）相談支援について、資料を使いもう少し説明いただき、一旦質問に入りたい。

(松長根課長補佐) 1番目の相談員数と性別構成について、国際交流センターが現在、男性3名、女性3名の合計6名で、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、韓国語は今欠員で募集中。かわさき多文化共生プラザは、現在8名の相談員で全員女性である。2番目の相談員について、雇用形態は、かわさき多文化共生プラザは会計年度任用職員、国際交流センターも似ている形態の非常勤である。採用時に考慮している点は、語学力である。多言語を話せる日本人相談員の場合、例えばネパール語などは、日常会話だけでなくかなり深い話もあるので、相手の言っていることを的確に把握できるかが大事。一方、相談員が外国の方の場合、区役所、市税事務所など色々な部署にも問い合わせるため、日本語を理解し正確に翻訳して相談員として対応できるかを確認している。また、相談業務や職業経験の有無も確認などしている。3番目の相談の曜日・時間について、国際交流センターは月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで、かわさき多文化共生プラザは平日の午前8時半から午後5時までである。

(戒能委員) 意識調査の最後の方で、外国の方の出身国の変化が見られるが、近年の変化はあるか。相談内容、件数、日本語学習、通訳、翻訳の変化もあれば教えていただきたい。

(松長根課長補佐) 例えば役所からの日本語の手紙の内容がわからない方が窓口に来てそこで翻訳したり、その場で、所管に電話をして通訳したりしている。

(戒能委員) 一時保護などいろいろな施設から要請があるか。

(松長根課長補佐) 最近、児童相談所からの通訳、翻訳が増えている。外国の方が右肩上がりが増える中、相談内容は多少入れ替わることはあっても通訳、翻訳、日本語学習が上位で、経年でも大きくは変わらない。

(柳田委員) 相談員の語学力の確認は、どのようにされているか。

(松長根課長補佐) 面接で聞き取りをしており、国際交流センターでは当該言語のスタッフがいれば面接に加わる。多文化共生プラザでは、スタッフが面接に入ることはできないので、経歴や、語学力の民間資格も踏まえ、お話を伺い語学力の確認をしている。

(戒能委員) 会計年度任用職員は1年更新だと思うが、せっかく経験を積んでいるので、例えば5年までなど継続年数は決まっているか。

(松長根課長補佐) 会計年度任用職員の仕組みとして、5年までは更新ができ、5年たった段階でもう一度面接等を行い採用されれば、また5年となる。

(新井委員) ワンストップセンターと多文化共生プラザ、国際交流センターの機能的な違いはあるのか。

(松長根課長補佐) 窓口で外国語がしゃべれるスタッフがいる点は変わらないが、言語数はワンストップセンターが11言語、多文化共生プラザは6言語で、言語数の違いはある。国際交流センターでは相談窓口以外に会議室があり日本語講座を行っているが、かわさき多文化共生プラザは、相談窓口がそんなに大きなスペースがないため、場の活用として外国人の方のコミュニティにつながるような取組を考えている。

(新井委員) 施設、機能は住民登録をした外国人向けなのか。また、どのようにその施設の存在を知らせているか。

(松長根課長補佐) 厳密に住所要件は伺っていない。統計上、居住地は伺うが、市外だから相談を受けないというわけにはいかない。在勤の方もいるので、基本的には相談に来た方は皆受けている。広報について、ワンストップセンターでは来年、市の外国人市民代表者会議の委員の募集があり、市内の外国人世帯全員に通知を送る際、センターのリーフレット、名刺型の広報物を同封しお知らせしている。多文化共生プラザは、募集の本文で紹介している。区によってばらつきはあるが、転入の際、外国人の方向けの市からのお知らせなどを入れたウェルカムセットに多文化共生プラザのもチラシを入れて交付している。

(松本委員) 採用に当たり、語学力と職業経験を重視するとのことだが、川崎市の外国人の状況や、関係する制度、行政サービスの知識が重要なのではないかと思うが、その点はどのように把握しているのか。

(松長根課長補佐) 8人全員が経験者で国際交流センター、大田区、鶴見などでの経験がある。以前は、未経験者が2人ほどいたが、川崎市の状況や制度は、経験ある周りの相談員に習い、入ってから覚えていただ

くこともある。

(阿部委員) 相談する方の就職先、働き先を聞いてヒアリングなどを行っているか。大手の会社に勤められれば賃金もよいと思うが、中小だと賃金面でのトラブルもあるのではないか。前回の参考資料を見て思ったのが10年未満の方が多いということで、一時稼ぎに来てまた帰国するというのではないか。例えば7、8人で一緒に住み、働く人が出入りするような生活環境もあると思うが、どのようにヒアリングしているのか。

(松長根課長補佐) かわさき多文化共生プラザで、勤務先に関する相談内容であれば勤務先を聞くが、関係ない相談ですべての勤務先を聞くことはない。意識実態調査では現状、永住者の割合も高く、日本語も習得せず数年で帰る場合、コミュニティの中から出てこないことも多いとは思いますが、例えば飲食店で働き、介護はどうすればいいかという相談もある。仕事関係の相談なら背景を含め伺うことがあるものの、全ての方の仕事を把握すること難しい。在留資格を聞くとある程度、仕事のものは分かってくる。永住の方、日本人の配偶者がいるフィリピンの方など、技術・人文知識・国際業務といった就労の在留資格で会社の規模などが判断でき、必要なら在留資格を伺うことはある。現場職の方から、介護や職場内のトラブルの相談もいただく。神奈川県労働局で多言語対応していれば具体的な労働環境を伝えないケースや、大企業で働き生活に困っている感じではない相談もあるので、働くだけというより生活者としての相談もかなり多いと思う。

(樋口委員) 入管法が変わり、仕事をしに来る方、また女性が増え、労働中は大丈夫だけれども、文化の違いもあり、生活者として日本語学習、家族などの教育で迷われることもあるかと思う。長く滞在し、生活していきたい女性が増えていると思うが、現場で何か変化を感じられるか。

(松長根課長補佐) 今回の審議会に際し、ワンストップセンターの男女比を改めて集計したところ、昨年度は女性が55%で、男性より5%ほど高い。日本語学習にもいろんな方がいて、例えば、英語しか使わない企業で働いているが日本語を話したい方、将来的に母国に帰りたいが学びたい方、長く住む方など生活において日本語力能力を必要とする方などそれぞれのニーズがある。ワンストップセンターでは教育の話がかなり多い。一方、多文化共生プラザではベトナムやフィリピンの相談員と話した際、日本の教育制度が分からず改めて教えてほしいという意見が多くあった。子どもが日本の小学校に入るとき、母国の教育と異なり、お母さんがすごく心配になって相談することがあったため、コミュニティに関する取組案として日本の教育制度の説明会の開催を検討している。

(小泉委員) 今までの経緯がよく分からないが、そもそも外国人の相談窓口を川崎市が開設して何年になるのか。

(松長根課長補佐) 国際交流センターの開設から30年近く経っている。

(小泉委員) それなりに歴史があり、相談内容が分析されてきているのか。

(松長根課長補佐) 毎年、年報はつくっている。

(小泉委員) この会で取り扱う内容として、私はよく分からないのだが、男女平等とどう兼ね合うのか。相談とこの会の結びつきとは。

(村尾会長) 私たちは事前に当日質問をリストアップし、それを皆さんが質問するつくりになっている。国ごとに、男女の在り方やジェンダー平等の状況が異なる中で、相談員が留意していること、あるいは男女によって、特に女性の相談を受けるときに留意していることなどが関連することだと思うが、小泉委員の認識は合っているか。

(小泉委員) そのような関連がある場合、例えば国別の分析を見たところ中国人が非常に多く、数的には東南アジア系が多いが、国民性などで相談内容が変わったり、人数が多い言語が重視されたりするというのは、今までの経緯を考慮しているのか。

(松長根課長補佐) 川崎市で外国人の数が一番多いのが中国、2番目が韓国、3番目がベトナム、4番がフィリピン、5番がネパールだが、人数の多さとワンストップセンターの言語別の相談は異なる。特に韓国の方は多いが、いわゆる在日の、昔からいらっしゃる方は日本語ができるので、改めて相談するようなことも

なく、相談件数ではベスト10にも入らない。一方で、4位のフィリピンは、ワンストップセンターでも、多文化共生プラザでも比較的相談件数が多く、特に多文化共生プラザはフィリピンからの相談が一番多い。人口が多いから、相談が多いわけではない。男女によるジェンダーの在り方が国によって違うことに関しては、その国の外国人相談員がいる場合は、母国のことなので、男女の在り方、文化も含めて知る方が相談員になっていて、自分がよく知る状況を配慮し、相談を受けられていると思う。日本人で英語ができる相談員は、相談者の出身国の状況まで細かく把握するのは難しいが、外国出身の相談員は、ジェンダー状況も含め母国との違いは分かった上で、日本の制度を案内できると思う。在留資格によって受けられるサービスもかなり違ってくることがあり、女性でいうとシェルターが利用できるかというものもあった。最近のケースで、アメリカの女性が日本の英語教室の教員として来日されたが、体調を崩して帰国することになり、友達の家で過ごしていたが、お金が底をついたということで、多文化共生プラザにいらっしやった。その際、ネパール語の相談員が社会福祉士の免許を持った日本人で、以前の経験から女性の支援をしている団体につながった。泊まる場所も御飯もなく、その方はその後、団体が取ったホテルに移り支援を受けたケースである。難民になると手厚い援助を受けられるが難民申請中は援助が少なく、仕事もなく、福祉サービスも受けられず、住居探しに困る方もいる、生活困窮者のシェルターにつないだというケースがあった。女性の場合、女性特有の制度があればそこにつなげることは留意している。

(戒能委員) 日本人の配偶者という在留資格者は結構多いのではないかなと思う。先ほどの子どもの教育の問題はそれのみならず、離婚の問題が大きい。離婚ではなくても、まだ結婚しておらず、同じ国の方とお付き合いがあり妊娠、出産した後どうするかという問題について相談を受ける経験があったか。その場合、関係機関との連携体制はいかがか。医療機関、生活困窮者支援、女性支援などその連携が上手くいくように、普段取り組まれていることがあればお聞かせ願いたい。

(松長根課長補佐) 在留資格の件について。最近のケースで、中華料理店で働く永住申請中の男性の妻は家族滞在として永住申請中だが、夫からDVがあり離婚を希望するものの離婚すると家族滞在ではなくなるため、一定期間経過後に帰国するか、入管で事情を配慮することもあると聞いている。同じ出身国の外国人同士で家族滞者が離婚したいとなると、子どもや妻は帰国せざるを得ないような状況になり、外国人特有の問題である。在留資格が日本人の配偶者の場合、DVといった理由であれば定住者になるので帰国しなくてもいいが、家族滞者が離婚となると在留資格がなくなり得る。同様の問合せが多いわけではないが一定数あると思う。このような場合、在留資格に関して、多文化共生プラザの月1回の専門相談を受ける行政書士につなぎ、DVを受け離婚したいがどのような選択肢があるかを話してもらい、他機関に関しては、定期的に協議会を立ち上げてはいないので、適切な機関につなぎ、連絡を取り合い支援につなげていく。言語の問題がある場合は電話で通訳も行い、連携先の外国語対応もフォローしながら行っている。

(嶋田委員) 相談員の採用時、語学力以外に、相談員の適性も聞いているのか。

(松長根課長補佐) 通訳は言語ができ、訳して伝えることができればよいが、相談員は言語プラスその方に寄り添えるかが重要である。研修でも、言語だけではなく、先ほどの社会福祉士の例のように資格が必要ではないが、相談者に寄り添い、最終的に相談者自身で決断できるよう促していける方が良いと思っている。

(樋口委員) 先の事例で、中国の方が日本人と結婚し、お子さんが生まれ、その後、離婚してなかなか国に帰れないケースが結構あり、母親である中国の女性がどこにどういうふうに相談すればいいかわからず、お子さんをどうしていくか困っていたことがあったと聞いている。外国の方には言語権があるので、例えば相談時に、日本の行政に任せるといふより、ワンストップセンターで相談を受け、行政につなげることは難しいのか。

(松長根課長補佐) 言語的な支援は、ワンストップセンターで全て解決できるわけではなく、色々なつなぎ先、支援先があるので、相談先が分からない場合は、まずはワンストップセンターに尋ねていただき、選択肢を紹介している。外国語対応ができなければ間に入り、様々な部署につなげるようにしており、困難なケ

ースほど、複数の部署につなぐことが必要となるが、言語的な課題があると、ワンストップセンターを中心に支援をしていくことになる。

(村尾会長) 対面、電話、オンラインなど様々な方式で相談を受け付けておられるが、相談形式によって男女の相談件数の違いはあるか。相談方法による傾向、男女差があるか、あるとしたらどのようなことが要因として考えられるのか。次に、相談員の質の向上、相談員間の情報共有を目的とした研修はあるか。実施している場合は具体的にはどのような研修を行っているのか。次に、外国人でかつ女性であるなど、ジェンダー・マイノリティの方は固有の困難をお持ちと想像するが、相談員も様々な方がいて、国ごとにも男女の在り方とかジェンダー平等の状況が違い、日本人間でもジェンダー平等に関するスタンスはかなり違う中で、川崎市としてのジェンダー平等に関するスタンスを教えることや学ぶ機会はあるのか。ジェンダーと外国人であることが重なる点では、例えば先ほどの離婚プロセスで、帯同し来日するパートナーはほとんどが女性である中、女性特有の困難として圧倒的に加害者が男性に多いドメスティック・バイオレンスの被害、あるいは性的なサービスを提供する産業により国際移動する方も圧倒的に女性が多いので、外国人女性の典型的な困難が色々な形で、相談現場に対応経験の蓄積があるのではないかと思う。外国人女性の困難にフォーカスした内容を研修で学ぶ機会があるかについても教えていただきたい。

(松長根課長補佐) 相談傾向について。今回、ワンストップセンターの数字を男女別で集計したところ基本的に大きくは男女差がなく、相談形式としては、電話が最も多く、2番目が来訪、3番目がメール、その他にZoom、SNSとなっているが、来訪で、窓口相談するのは男性のほうがやや多いことが今回調べてみて分かった。今、SNSを通じた相談が多くなっており、昨年度の実績では国際交流センターのSNSであるフェイスブックのメッセージ相談は圧倒的に女性が多いが、男性は少ないため男女差の違いがある。研修に関しては、入管、神奈川県、アースプラザで在留資格、外国人受入れなどを学ぶ外部研修があり、相談員に参加を促している。多文化共生プラザでは、外国人女性に特化した研修は見たことはない。ただ、アメリカの女性がシェルターを利用した事例など、相談員の中で実施している月に1回の相談員ミーティングにおいて困難事例や支援方法について共有できる機会がある。

(松本委員) 川崎市外国人市民意識実態調査報告書の統計データは例年異なる傾向が出てくるとは思うが、調査結果を踏まえ、川崎市の相談、外国人相談支援の行政サービスを具体的に改善した、把握したニーズを制度に反映したという対策事例はあるか。いくつか事例があれば教えていただきたい。

(松長根課長補佐) 昨年度の調査結果が出たばかりなので、相談窓口で反映していることは無いが、調査から抽出された課題を踏まえ、相談窓口において生かせるようにしていきたい。

(松本委員) せっかく詳細な設問を設定され、リアルタイムのニーズ、状況を把握するデータを取っているので、ぜひその結果を反映し、より使いやすい相談体制を取っていただけるとありがたい。よりよい制度づくりのために調査の仕方を工夫、改善などできるとよい。使いやすく、ジェンダー平等を実現するためと目的設定した上で調査を重ねていくとよりよいコンセンサスができるので、ぜひそこにジェンダー平等の視点を取り入れて調査をしていただけるとありがたい。

(村尾会長) 外国人市民意識実態調査は、男女別集計されている項目とされていない項目がある。例えば不安、ハラスメントは男女別集計で違いの有無が見えニーズが高いのではないか。男女別集計していないものは集計し直し結果を出すことができるのかどうか。今後、調査をアウトプットするときに、ジェンダー統計として男女別の集計をより増やすことをどのようにお考えか。

(三田村課長補佐) 男女別になっていない項目が多いという指摘について、外国人市民意識実態調査は40問超の項目があり、生活面や各分野にまたがっている。男女別統計としている例としては、例えば職業上、業務上の地位と性別の関係を分析しており、正社員には男性が多いという結果が出ている。どちらかと言えば国籍別のクロスや年齢別、在留資格の相関を分析することが多い。というのは、外国人の場合、在留資格など働ける資格かどうかなど男女だけでは分からない要因がたくさんある。例えば住居の問題で入居差別が

常々課題になっているが、その場合も女性、男性というより、どこかの国籍だけが差別されていないかどうか、国籍別のクロスを取っている。国籍、在留資格別に細かくしていくと、例えば、アフリカのある一つの国のように、最後は非常に少ない母数になることがある。そのため、男女別に分けると、その少ない母数で女性は全部こう、男性は全部こうと、性別を代表する形になりかねない問題もある。何が男女別で必要かは審議会で御意見をいただきながら、検討していく必要がある。ただ、全てをとというより、課題、外国人特有の問題をまずは抽出し、その中に男女別の問題があるかどうかという視点で、どの設問の何が適切かを検討する必要がある。設問自体はなるべく変えず、5年ごとの経過を見ていくという調査であり、御指摘をいただきながら、次回に向けて検討できればと思う。

(村尾会長) 男女で生活圏に違いがあり、男性と女性が同じに対応される社会ではないので、生活の中での不安などの項目は当事者のニーズを把握する上で重要な指標ではないかと思った。ハラスメントなども男女差があり、男女によって直面する種類、タイプが違うとはよくいわれる。セクハラは女性、パワハラは男性とよくいわれ、外国人であることで直面することと、女性であるとか、外国人の男性であるとかを可視化していただくと、川崎市のジェンダー平等につながるのではないか。

(戒能委員) 今の統計のところは、今回初めて男女別で見てみたら、SNSと訪問とで違いが明らかになったというので、基本的には全項目について男女別で取っていただくといいと思う。細かいところまで見ると、母数が1になるなどがあるかもしれないが、当事者の方々としても、女性であることで不安だとか、困っているとか、制度上のことなど、なかなか言えないこともあると思われ、国別のコミュニティにおいてもジェンダー構造があることで相談ができないことがあるかもしれない。ワンストップセンターはまだ出発したばかりで、文字どおりのワンストップになるということは、これからという理解でよいか。

(松長根課長補佐) 国際交流センターと多文化共生プラザでは、そこで申請や支援を受けられるような機能はないので、他機関へつないでいくことになるが、相談先が分からない時にもう一度来ていただければ、そこで手立てが打てる。その意味ではワンストップだが、ここで全て解決し申請を受けられるということはどうしてもできない。

(戒能委員) 書類の提出は然る場所に行っていたら、その際、同行支援するなど、それも必要だということとは先ほど御説明があったとおりである。ワンストップの大事な点は、本当にいろいろな領域、担当部署が関わってくることである。先ほど女性支援のお話があったが、今までは必ずしも女性を支援するという意識がなかった、あるいは例がなかった。そこで全部解決するのではなく、まさにワンストップセンターという中核的な場所があり、日頃から何か事件や事例を把握し、川崎市の中で連携体制をつくられることが大事なのではないか。ワンストップは、必ずしもそこで何で対応するというのではないという認識を色々な部署が持たなければ連携は不可能である。関係部署、共生プラザから、市の中に働きかけていく必要があり、市の政策に位置づけていかないとワンストップの機能というのが十分果たせないのではないか。

(柳田委員) 男女というより外国人か日本人なのかによって相談の種類が変わるという趣旨の発言があったと思うが、外国人支援の中で、男性、女性で困り事の傾向が違うとか、外国人を前提にした上で、性別や性差による困難の傾向の違いを、データはないかもしれないが、肌感として感じた事例があるか。あれば、どうということかを伺いたい。

(松長根課長補佐) 肌感として、男性は働いていることが多いので、仕事関係のトラブルも含めた相談があり、女性の場合は、お子さん、教育関係を含め、仕事より生活に関する相談が多い感覚がある。

(村尾会長) アウトリーチ、出張相談など、相談形式ごとの課題とは。多文化共生総合相談ワンストップセンターにおける行政書士無料相談会及び多文化共生プラザにおける行政書士講座、出入国在留管理庁相談などはいかがか。

(松長根課長補佐) アウトリーチはワンストップセンターが昨年、区役所の窓口に出向き出張相談を行った。それ以外で、イベントなどのブースで外国人相談を設けた。例えば防災関係、ラゾーナで行うような人が集

まるところにブースを出展して行った。課題としては、地域による差があること。川崎区は外国人が多いが、昨年度、宮前区に行った際はそこまでいない中で、アウトリーチが相談につながるかは課題だと思う。イベントでの出展も、本来の目的がイベントで相談に来ているわけではないため、相談へどのようにつないでいくか課題である。かわさき多文化共生プラザで月に1回平日に行政書士相談、出入国在留管理庁相談をしており、川崎区の方は、品川、横浜の関内の入管窓口に行かなくても都合が合えば川崎で入管の人に相談できるもので1日3組の枠は結構埋まっている。遠くまで行かなくても、専門相談を受けられるのでニーズがあると考えている。

(村尾会長) 事業の今後の方向性や課題について。担当の部署として、今後力を入れていきたい点や課題、それらの中でジェンダー平等、女性、男女共同参画に関わるようなことがあればお話しいただきたい。

(松長根課長補佐) まず、相談員の質の向上が常に必要だ。経験や知識がないと次につなげない可能性があり、多岐にわたる相談を的確につなげられるよう研修などを含め質の向上を行うことが大事だ。昨年度から外国人支援コーディネーターの研修を行っており、今年度、多文化共生プラザでも2人の相談員が研修を受けている。入管も相談員の専門性を求めており、事例が多岐にわたる中、全ての相談員が知識を得られる体制が必要だと考えている

(戒能委員) 市民との交流はあるか。市民に外国人の状況を理解してもらうことは重要だ。隣り合わせに生活するわけなので。外国人の女性支援団体、民間団体というのはほとんどないのか。フィリピンの方対象のカラカサンという団体が有名だが、ほかにはないのか。神奈川県は一つ大きな団体がまだあるのか。

(松長根課長補佐) カラカサンには、必要に応じてつないでいる。横浜で困難な女性、外国人の女性を支援するNPOの相談員もやっている者が今年度から入ってきた。特定非営利活動法人女性の家サーラーの相談員が来ている。

<ヒアリングまとめ>

《事務局から資料4、5の説明》

(村尾会長) 資料4のヒアリングの結果報告書に沿って、市民文化局市民生活部多文化共生推進課の課題、意見を出していきたく、委員の皆様、順次、御発言いただきたい。

(新井委員) 男女別統計は取っておらず、相談では性別は聞いていないと説明されていたが、相談時は聞かないほうがいいのかと思うが、今後のためを思うと統計には必要と感じた。

(戒能委員) 今の御意見のとおりだと思う。相談、データも、調査結果も、今まで外国人の方については、性別という問題意識があまりなかった感じがする。横浜からも相談員の方が来ておられ、実際には認識していらっしゃるが、そういう視点を全てにおいて持っていただきたい。さらに複合差別というか、外国人の女性である差別や色々な問題が重なってくるので、そこをきちんと見て、相談対応しまとめていくことも大事である。中国の方が多いようだが、問題は変化していくので、日本が用意している制度で対応できるのか、不十分な点があれば提言していくための一つの貴重なデータとなるので、相談を通じて把握した情報が重要なものとなるという位置づけをさらに明確にさせていただく良い。

(柳田委員) 多様性の都市、川崎の力の源泉として平成元年から外国人相談を続け、検証し、守っていただいているのは大変心強い。各種の調査において外国人ということが先にきて、男女の違いを必ずしも質問していない一方で、男女の違いによる相談傾向の違いについて、男性の場合は労働に関する事、女性の場合は家庭に関する事があるという傾向を肌感覚でお感じになっているという報告があった。ということは、多分、外国人相談でも男女の差が関係する一定の傾向の違いなどがあると思われ、もう少々細かく見いだししていく必要があるかと感じた。先ほど戒能委員もおっしゃった、ジェンダー平等の視点をあらゆるところへ入れていくことを意味する「ジェンダー主流化」という言葉もあるが、それを今後、外国人支援や市のほか

の事業にも取り入れていくと、さらによい川崎市の多文化共生が実現していくと思った。

(樋口委員) 今増えているのは、生活者としての外国人だ。資料にもあるが、仕事をしていないあるいは仕事を探しているという労働者の家族も増えている。職種が男女によって大きく違うと思うが、職種によって男女に分けた視点が必要ではないか。ワンストップセンターは外国人の女性だけではないだろうが、特に女性のSOSの場になっていくと思う。日本人女性がSOSを求めるように、連携を取るためにも、現在の11言語も増やして充実させていかなくてはいけないだろう。専門的なものも取り込み、駆け込み寺のようなSOSの場であることを少し意識していただき、そこで全てやってほしいわけではないが、非常に大きな意義を持っていると考える。

(戒能委員) 今後、いろいろな広報を考えていくということだが、外国人の方には相談のハードルがやはり高いと思う。それには二つあり、知らないということと、知ったとしてもそこまで行くのが大変だということ。まずは、知っていただくために、さらなる工夫をぜひ検討していただきたい。それから研修、今後の課題として入管での専門相談が多いことから専門性を重視すべきである。いろいろな制度が複雑なため分かりやすく紹介することにニーズがあると思う。ジェンダーについては多分あまり意識されていないように思われるので、ジェンダーの観点も含めた、研修の在り方をぜひ審議会として提言したらどうかと思う。

(松本委員) ヒアリング結果を踏まえ、かなり事例が浮き彫りになった。例えば外国人で、かつ女性である方が直面する困難事例として、離婚に際する在留資格の問題があり、外国人市民意識実態調査の集計からはあまりそういう側面が出てこない。例えば最近1年間に危険を感じた経験、出産、育児で困ったこと、現在の仕事上の困難、不満といった設問はあるが、具体的には把握できない。それらは日々担当する相談員の方々が恐らく肌感覚で実務として把握していると思う。実態調査も、相談員の意見集約、経験の共有も大事で、そこで浮き彫りになったジェンダー課題を市の施策に活かしていただき、よりよい相談体制の構築や、より使いやすい、特に困難事例に直面しやすい外国人かつ女性の方が相談をしやすい相談施策につなげていただきたい。

(村尾会長) 今まで皆様がお話くださったように、担当課にとっては、外国人、居住資格、在留資格が念頭にあり、男女という視点があまり強くはない印象を受けた。しかし、国籍ごとに集計するならば、男性、女性、その他と、3通りしかない項目を集計しないことがあるのだろうかと思は思う。それで割っていくとその国の人数が2人になってしまうなどは、国籍とクロスするからで、性別とクロスするからではない。例えばナイジェリアの方、その隣のアルジェリアの方と、国籍によって日本人が対応を変えているとはあまり思えない。どちらを基本的な集計要素とすべきか、私たちから見ると結構明らかだが、担当する人たちにとってはあまりそうではないことが本日見えたので、そういった視点を採り入れていただければありがたく、発信できるようなものを明記しなければならない。また、現場の相談員の方は女性特有の困難事例の経験を蓄積されていると思うが、それが集計され、担当課のところに届いていないのではないかと印象を強く受けた。担当課に、ジェンダーに関し注意して相談を行っていただけると、市民にとってよりよいサービスになることを書いていく必要がある。かつ、事例の蓄積を相談員から吸い上げ、形にできれば、転入者へのスターターキットなどの中に、ジェンダー平等に関わるような情報として入れる。男性にとっても必要な情報もきつとあり、女性にとって必要な情報も意識して盛り込めるようになるのではないかと考えた。

議題(2) その他

《事務局から、**資料6**の説明》

(前回の摘録は確定、本日の摘録は後ほど委員に送付)

(次回の審議会は10月28日(火) 15:00~17:00 オンライン開催)